

# 公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、②介護保険料、③市・県民税について、年金天引き(特別徴収)で納めていただいている人は、引き続き特別徴収させていただきます。

※なお、③市・県民税については、平成29年度から4・6・8月の徴収(仮徴収)の額の算定方法が変更となっており、①・②の保険税などと異なりますので、ご注意ください(左ページ参照)。

## ① 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144、147  
FAX (43)1125

### 4月からの保険税(料)の特別徴収

■現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人(左ページ【図①】を参照)

2月の年金から徴収した保険税(料)と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

■平成29年4月2日から平成29年10月1日までの間に、つぎに該当した人

保険税(料)を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成30年度仮徴収額決定通知書」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・同じ世帯の国民健康保険の被保険者がすべて65歳～74歳になった人
- ・後期高齢者医療制度に加入した人(75歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)

※国民健康保険の被保険者で、平成30年度に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

※なお、特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。中止届の詳細については、お問い合わせください。

## ② 介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444  
FAX (43)5600

### 4月からの保険料の特別徴収

■現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人(左ページ【図①】を参照)

2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合には、6・8月の保険料額を減額または増額調整することで年度内の保険料額をより均等にします。該当者には「特別徴収仮徴収額変更通知書」を5月下旬に郵送します。

■平成29年4月2日から平成29年10月1日までの間に、つぎに該当した人

- ・65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
  - ・65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
  - ・65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人
- 保険料を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成30年度特別徴収開始のお知らせ」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

## ③ 市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133  
FAX (43)1125

### 4月からの市・県民税の特別徴収

■現在、市・県民税を年金から特別徴収で納めていただいている人(左ページ【図②】を参照)

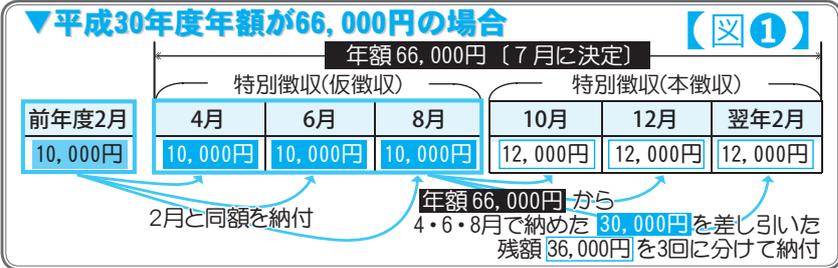
前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金等からの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

### ①国民健康保険税・後期高齢者保険料、②介護保険料の特別徴収の流れ

これまでも年金から特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金からの特別徴収額と同額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

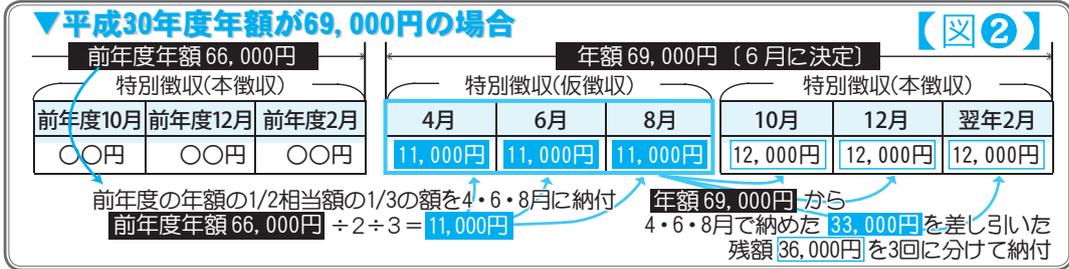
また、平成30年度の年額が確定後、すでに4・6・8月に仮徴収で納付した額を年額から差し引き、その残額を残りの10・12・翌年2月の3回の年金から徴収します。



### ③市・県民税の特別徴収の流れ

前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

なお、10・12・翌年2月の残り3回分については、上記①・②の場合と同様です。



1月25日(木)市議会会議場で「未来へのメッセージ〜私が思う「幸せに住み続けたいまち」をテーマに、子ども議会を開催しました。この議会



## 子ども議会



子ども議員のみなさんは「公園の建設について」「水害対策について」「通学路の安全確保について」など、日々の生活の中で困っていることや気になっていることを、自分の体験も交えながら堂々

は、子どもたちに政治をより身近に感じてもらうため、実際の議場を使用して開催しています。



問合せ 秘書室 ☎(43)1111  
内線 223・FAX(43)7088



と質問しました。議会後の懇談会では、「市がどのような対策をしているのかを初めて知ることができた」「幸手市だけでなく外にも目を向けていきたい」など、積極的に意見や感想を述べていました。子ども議員のみなさんはこの議会を通じて、行政や議会の仕組みを学ぶとともに、自分たちが生活する幸手市をより良くしたいという意識が高まったようでした。